

寒河江市告示第12号

寒河江市立保育所設置条例（昭和37年市条例第8号）第2条に規定する寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 施設 の 名 称 寒河江市立にしね保育所
- 2 指定する団体の名称 寒河江市本町三丁目6番2号
学校法人不動学園
理事長 鈴木 普生
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで